

## 石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成金交付要綱

### (通則)

第1条 石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 「理系」とは、工学研究科、理学研究科、農学研究科のほか、これらに相当する研究科のことをいう。
- (2) 「奨学金」とは、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のことをいう。
- (3) 「正社員」とは、次のすべてに該当する雇用形態で雇用される者をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること
  - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
  - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること
- (4) 「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する会社及び個人のことをいう。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

- (5) 「対象企業」とは、次のすべてに該当する企業のことをいう。
  - ア 石川県内に主たる事業所を有する中小企業又は石川県内に開発部門を有する中小企業であって当該開発部門で行われる研究開発の成果が本県の産業政策上有効と認められる者
  - イ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業中分類に定める下記の業のいずれかを営む者

鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、繊維工業、化学工業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業

### (支援対象者の認定)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、対象企業に就職した日から2か月以内に、別記様式第1号による認定申請書を石川県人材確保・定住推進機構の会長（以下「会長」という。）に提出し、支援対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学金貸与証明書（又はこれに準じた書類）

- (2) 修了証明書（大学院の名称、学部、学科、専攻がわかるもの）
  - (3) 退職証明書（就業経験のある場合のみ）
  - (4) 在職証明書（別記様式第2号）
  - (5) その他支援対象者の認定に必要な書類
- 3 会長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、次条の要件を満たしているものと認めるときは、支援対象者に認定するものとする。

（支援対象者の要件）

第4条 支援対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大学院在学時に奨学金の貸与を受けており、返還を行っている者であること。  
ただし、正当な理由なく返還に滞納がある者は除く。
- (2) 理系大学院を修了（一貫博士課程において修士の学位を取得したものも含む）し、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 平成30年3月以降に修了後、対象企業に正社員として就職した者
  - イ 直近の勤務先であった県外に主たる事業所を有する企業を平成28年10月1日以降に離職し、対象企業に正社員として就職した者
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支援対象者の認定の辞退）

第5条 支援対象者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を別記様式第3号により、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 助成金の交付を辞退しようとするとき
- (2) 対象企業を離職したとき
- (3) 正社員でなくなったとき
- (4) その他第4条の支援対象者の要件を満たさなくなったとき

（支援対象者の認定の取消）

第6条 会長は、前条の届出があったときは、支援対象者の認定を取り消すものとする。

- 2 会長は、支援対象者が虚偽の申請、その他不正行為を行ったときは、その認定を取り消すことができる。

（助成金の交付要件）

第7条 この助成金は、支援対象者が、就職した対象企業において3年間勤務し、この間、通算して2年以上、開発・製造など専門知識を活かした業務に従事した場合に交付する。ただし、県外に主たる事業所がある対象企業に勤務する支援対象者にあつては、通算して2年以上、県内の事業所に勤務した場合に限るものとする。

- 2 前項の要件を満たす支援対象者が勤務する対象企業にあつては、別記様式第4号による勤務証明書を支援対象者に交付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条第1項の要件を満たす支援対象者は、別記様式第5号による助成金交付申請書を、対象企業への勤務期間が3年を経過した日から3か月以内に、会長に提出しなければならない。なお、助成金交付申請書は、実績報告書を兼ねるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 勤務証明書(別記様式第4号)

(2) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

3 会長は、第1項による申請があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、交付額を確定し、支援対象者に通知するものとする。

4 助成金の交付は、独立行政法人日本学生支援機構に支払うことにより行うものとする。ただし、交付額の確定後、一部の返還がなされた場合、その差額分については、石川県人材確保・定住推進機構より、支援対象者に対して直接交付するものとする。

5 助成金を交付したときは、会長は、支援対象者にその旨通知するものとする。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、助成金交付申請書を提出する日における大学院在学時に受けた奨学金の返還残額とする。ただし、100万円を上限とする。

2 前項の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第10条 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請、その他不正行為を行ったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金を交付せず、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。